

※行の挿入・削除、セルの結合は絶対に行わないこと。

都道府県名		沖縄県		電話番号		098-893-4461		第一次配分額		305,156		第一次交付限度額		305,156																
地方公共団体名		宜野湾市		メールアドレス		kikaku01@city.ginowan.okinawa.jp		第二次配分額		835,569		第二次交付限度額		835,569																
都道府県・市町村コード(5桁)		47205		交付対象経費		1,366,847		第三次配分予定額 (本省繰越希望額を除く)		49,590		第三次交付限度額(地方単独分)		418,699																
担当部署課名		企画部企画政策課		国庫補助事業費		50,118		本省繰越予定額		440,991		第三次交付限度額(補助裏分)		71,882																
担当者氏名		具志堅展之		地方単独事業費		1,316,729		配分予定額計		1,190,315		第三次交付限度額のうち 本省繰越希望額 (第三次地単分+法定率事業分以内)		440,991																
								移替先		総務省		交付限度額計		1,631,306																
No.	確認済み事業	補助単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分 (地域未来構想20との該当関係)	事業初期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分				
																	総事業費	補助対象事業費	B	C	D	E					F	G		
																	合計	1,442,407	125,678	56,518	1,366,847	-	19,042	-						
1		単	12	公共施設新型コロナウイルス感染症予防対策事業		①公共施設内における感染予防策として、施設内窓口に消毒液やアクリル衝立、高精度体温測定器等を設置し職員への感染予防と職場内への感染拡大を防止することや、市民への二次感染・市中感染を抑制するためマスクを購入し、職員へ配布する。更に、施設内で感染者が生じた際に消毒作業で使用する物品を備えることで、さらなる感染拡大防止及び市民サービスへの影響を最小限に抑える効果がある。 ②③新型コロナウイルス感染症予防に必要な消毒液、次亜塩素酸水生成器、アクリル衝立、高精度体温測定器、マスク、消毒作業に必要な物品等の購入 ○消毒液等 274千円 ○次亜塩素酸水生成器 614千円 ○アクリル衝立:3,718千円 ○高精度体温測定器購入費:28台×328,050円=9,186千円 ○職員用マスク27,000枚 ・一箱60枚入り×50箱(66千円) ・ソフトバック入り3,000枚×8箱(1,004千円) ④ 地方自治体	-	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	①いずれも該当しない	R2.4	R3.3	14,862			14,862	-	-					R2予備費(地)		
2	○	単	1・36・38	新型コロナウイルス感染症対策必需品供給事業		①他の支援施策の対象とならない又は超える部分について、医療機関や市消防本部等の社会生活維持のため欠かせない活動主体に対して、市よりマスクやガウンなどを確保し配布する経費に充当し、各主体の体制維持に資することを目的とし、感染拡大リスクの低減を図るとともに、今後感染症終息にいたらず、第二波、第三波がくることも想定されるため、適宜感染症の状況や経済動向を踏まえ、十二分な資材を備え体制を整える。 ②③ ○消耗品費:28,530,000円(内訳) ・マスク:2,250円×5,000箱=11,250,000円 ・ガウン:2,000円×3,500枚=7,000,000円 ・手袋:900円×2,000箱=1,800,000円 ・消毒液:1,480円×3,500本=5,180,000円 ・フェイスマスク:3,300円×1,000箱=3,300,000円 ④医療機関、消防本部及び出張所等	-	-	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	①いずれも該当しない	R2.6	R3.3	28,530			28,530	-	-					R2補正(地)	
3		単	12	学校感染症予防対策事業		①学校の休校措置が解除された後の市内各小中学校及び幼稚園の学校生活における感染症の拡大防止を目的として、次亜塩素酸水生成器等を配置し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る効果がある。 ② ○次亜塩素酸水生成器を4台購入し、各中学校に代表で1台設置。(各中学校は校区内の小学校及び幼稚園の次亜塩素酸水を生成し配布する。) ○消毒液のポンプを触らずに手指等を消毒できるよう足踏み式の消毒液台を製作。各小中学校及び幼稚園に設置。 ○従来の清掃活動は、しゃがんで雑巾掛けを行うため床に付着したウイルスを吸い込む恐れがある。感染防止対策としてモップ等の清掃用具を購入。 ③ ○次亜塩素酸水生成器購入費(水道工事費含む): 4台×514,800円=2,059,200円(備品購入費) ○足踏み式消毒液台作成費(48台):104,790円(原材料費) ○モップ購入費:399本×649円=258,951円(消耗品費) ④地方自治体	-	-	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	①いずれも該当しない	R2.6	R2.9	2,423			2,423	-	-					R2補正(地)	
4		単	-	市内飲食店等応援助成金事業		①沖縄県からの休業要請はなされていないものの、国の緊急事態宣言下において外出自粛や外国からの入国が制限されている中、飲食店等については客足がこれまでに経験が無い程遠のき、非常に厳しい環境にある。新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい環境にある市内の飲食店等に対し、1店舗あたり10万円の支援金を助成することにより、V字回復期における経済活動がスムーズに再開される効果がある。 ②商工会・飲食業組合・社交飲食業協会等各種団体に依頼し、事業者への周知を支援していただく(事業費の他、事務費(委託費等)の計上)。また、市ホームページやフェイスブック等のSNSを通じて市内事業者へ呼びかける。 ③ ○助成金:679事業者×100千円=67,900千円 ○事務費:6,972千円(委託事業内の人件費:4,580千円、事務運営費:1,182千円、一般管理費:576千円、消費税:634千円=6,972千円) ○手数料:387千円(商工会、市飲食業組合等より会員向けに事業案内) ○職員時間外:179千円 ○需要費:9千円 ④市内で飲食店等を営む者。1事業者で複数店舗経営している場合は、店舗ごとの支援とする。飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証を有し、令和2年5月1日現在営業している者。	-	○	-	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	①いずれも該当しない	R2.5	R2.8	75,447			75,447	-	-				R2補正(地)	

No.	確認済事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業初期	事業終期	A						参考資料	備考①(地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考②(事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分		
																	総事業費	B									補助対象外経費	
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他						
5		単	92	中小・小規模事業者支援事業		①新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた、またはそのおそれのある市内の中小企業・小規模事業者に対し、事態が収束するまでの間、さらに収束後の事業継続に向け、専門家による経営相談や雇用調整助成金等助成制度に係る申請サポート等を行い、市内経済・雇用確保を支援することを目的とし、V字回復期における経済活動がスムーズに再開される効果がある。 ②専門家等(中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士等)を招聘して経営相談会を開催する。雇用調整助成金の申請をする事業者の負担軽減を図るため、申請を代行する社会保険労務士や書類作成支援員、相談業務にあたる専門家等に対する手数料を支援する。 また、新型コロナウイルス感染症対応に係る体制拡充のため、会計年度任用職員(2人)を採用する。 ③相談会開催に係る業務(予約受付、専門家の配置、会場設営等)を市商工会へ委託【委託費:12,844千円】(専門家等手数料:11,042千円、事務運営費:832千円、一般管理費:970千円) 会計年度任用職員【人件費:3,246千円 2名】 ④新型コロナウイルス感染症の流行により経営が悪化した市内事業者	-	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	①いずれも該当しない	R2.4	R3.3	16,090			16,090	-	-				R2補正(地)	
6		単	48	セーフティネット認定者応援事業		①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、多くの市民が不要不急の外出自粛をする中、市内事業所の経営悪化が顕著に表れている。苦しむ市内の中小事業者を支援するため、固定費等を助成し、V字回復期における経済活動がスムーズに再開される効果がある。 ②新型コロナウイルス感染症拡大影響により売上減少等で中小企業セーフティネット資金等の認定を受け、融資の申込みを行った事業者に対して、事業の継続を下支えし、つなぎ資金としていただくため、事業全般に広く使える支援金10万円を給付する。 ③ ○助成額:1事業者あたり10万円×444事業所=44,400千円 ○事務費:6,545千円(委託事業内の人件費:4,471千円、事務運営費:938千円、一般管理費:541千円、消費税:595千円) ○職員時間外手当:154千円 ○役員費:26千円 ④中小企業セーフティネット資金等の融資認定者で実際に金融機関等に融資の申込みを行った者	-	○	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	①いずれも該当しない	R2.6	R2.12	51,125			51,125	-	-				R2補正(地)
7		単	15・71	宿泊業等支援事業		①新型コロナウイルス感染症拡大による日本国内及び沖縄県内への渡航自粛により、影響を受けた市内宿泊業者、タクシー業、旅行業者等に対し、雇用の維持と事業の継続のための支援及び事態終息後、観光客を呼び込むための付加価値の創出する。また、新型コロナウイルス第2波に備え、濃厚接触者となる医療従事者に対し、安心して休息等が行えるよう、市内宿泊施設の確保を図る。 ②、③ 1. 宿泊業・民泊施設1客室あたり100千円を基本とし、3,000千円を上限。45施設9,570千円 ・医療従事者の宿泊を可能とする宿泊業者に対し、30千円/部屋の協力金を支給。510千円 2. 貸し切りバス、タクシー事業者、運転代行業、旅行業、出店業者に対し、法人200千円、個人100千円を支給。計166事業者18,000千円 3. 旅行者受け入れ準備(go toキャンペーンと同時期) ・事態終息の観光客増加を見据え、市内宿泊施設の利用者に対し、市内で利用できるクーポン券(2千円程度)等を発行。 クーポン券発行事業:9,200千円(クーポン券:8,700枚×1,000円=8,700千円、印刷費:130千円、事務手数料:370千円) 4. その他経費5,921千円 会計年度任用職員740千円、職員時間外91千円、通信運搬費26千円、負担金600千円、宿泊助成金委託事務費4,464千円 ④宿泊業、民泊施設、貸し切りバス、タクシー事業者、運転代行業、旅行業者、出店業者	-	○	-	-	-	-	-	III-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	①商品券・旅行券	R2.5	R3.3	43,427			43,427	-	-				R2補正(地)	
8		単	69	美ら海クリーン活動支援事業		①新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、日本への入国制限及び沖縄県への渡航の自粛要請がされる中、観光客の激減により本市のダイビング・マリナー業者が休業を余儀なくされており、雇用の維持と事業の継続及び経済活動の回復のための支援を行うことで、V字回復期における経済活動がスムーズに再開される効果がある。 ②市内ダイビング・マリナー事業者の雇用の維持及び事態終息後の県内観光業のV字回復を目指し、沖縄本島内の海中清掃及びサンゴの植樹を市内ダイビング・マリナー業者に委託する。 ③取りまとめの事業者へ委託:委託費15,000千円(人件費:4,545千円、謝金:200千円、賃借料:1,698千円、通信運搬費:12千円、諸経費:1,335千円、再委託費:5,100千円、一般管理費:2142千円) ④市内ダイビング・マリナー業者:20事業者	-	-	-	-	-	-	-	III-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	①いずれも該当しない	R2.6	R3.2	15,000			15,000	-	-				R2補正(地)	
9		単	97	お花でココロを華やかそう事業		①市内公共施設や社会生活維持に必要な施設に花きを飾り、来客者やスタッフのストレス緩和及び生産性を高める。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、花きの需要が激減する中、市内花き業者及び花屋の雇用の維持と事業の継続を図り、V字回復期における経済活動がスムーズに再開される効果がある。 ②③ 市内各花屋から5,000円(技術料・送料込み)の盛花を購入し、市内公共施設や医療機関をはじめ、希望する600事業者へ提供。 ○商品代5,000円×600施設=3,000,000円 ○事務費3,000,000円×10%=300,000円 その他経費職員時間外35,000円 ④市内の花業者17事業者、市内個人・法人事業者600施設	-	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	①いずれも該当しない	R2.6	R2.10	3,335			3,335	-	-				R2補正(地)	
10	○	単	57	(仮称)頑張るじのーん経済支援事業		①新型コロナウイルス感染症の影響により、直接・間接的な経済被害を受けている業界(飲食・観光・エンターテインメント・小売等)に、ICTを活用した経済循環の仕組みづくりを行い、販路拡大や落ち込んでいる売り上げの増加を目指す(ストリーミング配信、テイクアウト販売、処分品EC、仕事のマッチングなど)。ICTの活用により、これまで連携のなかった市内事業者が互いの経営資源を結び付け、新たなビジネスチャンスが生まれる可能性を高めるとともに、仕組みづくりを市内IT事業者に委託することで、IT事業者の雇用を維持する。また、拡散力のある各種SNSを活用し、本市の魅力を発信することで、収束後のV字回復期におけるインバウンド需要の増加が見込まれる。また、現状に応じた臨機応変な即時支援をはじめとして、今後予想される第2波、第3波の感染拡大に際しても、各業界が収益を継続的に生み出すことが可能となる仕組みを構築する。 ②③ 市内事業者が継続的に収益を生むことができる仕組みの企画立案・システム構築及び事業者に対するインターネット活用支援等 ○委託費:27,023千円(人件費:21,600千円、備品購入費:1,133千円、広告費:1,980千円、再委託費:1,320千円、印刷製本費:990千円) ④—	-	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②事業構造改革	R2.5	R3.3	27,023			27,023	-	-				R2補正(地)	
11																												

No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A							参考資料	備考①(地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考②(事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分	
																	総事業費	B					補助対象外経費					
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他						
12	○	単	-	がんばる商店街活動支援事業		①新型コロナウイルス感染症の影響により市商店街への来街者及び観光客が激減していることから、新型コロナウイルス感染症拡大の収束後におけるまちの賑わい創出、地域の活性化を取り戻すための需要喚起を図る事を目的に、商店街等が主体となって売り上げや集客率の向上を図る事業(感染症拡大予防策(第二波対策含む)、イベント、商店街のPR活動等)に対して補助金を交付し、V字回復期における経済活動のスムーズな再開を支援する。 ②③商店街への補助 1団体100万円(既存事業50万円) 3団体×100万円=300万円 ④市内商店街	-	-	-	-	-	-	Ⅲ-2. 地域経済の活性化	⑦いずれも該当しない	R2.4	R3.3	3,000			3,000	-	-				R2補正(地)		
13		単	-	ひとり親世帯等子育て応援給付金事業		①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による学校の臨時休業や保育所の登園自粛などの影響で負担が増している子育て世帯において、児童扶養手当受給世帯(18歳までの児童を育てているひとり親世帯等)に対し、1世帯あたり2万円を応援給付金として支給することにより、特に大きな負担があるひとり親世帯等の生活面での支援を図る。 ②③ ○応援給付金 1,565世帯×20,000円=31,300,000円 ○時間外勤務手当 90,000円 ○消耗品費 6,000円 ○印刷製本費 21,000円 ○通信運搬費 119,000円 ○手数料 538,000円 ④児童扶養手当受給世帯	-	-	-	-	○	-	Ⅱ-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	⑦いずれも該当しない	R2.6	R2.10	32,074			32,074	-	-				R2補正(地)		
14	○	単	106	認可外保育施設開所支援事業		①新型コロナウイルス感染症拡大防止のための県による休業要請等の対象外であり、原則開所が求められている市内認可外保育施設において、開所をすることにより3密状態が生じ感染リスクが高まることを避けるため、家庭内保育に協力していただいた市内在住の施設利用者に対して、家庭内保育期間に対する保育料を返金することにより、減収となった市内認可外保育施設に対し事業費予算の範囲内で補助し、感染拡大のリスク低減を図るとともに、感染症が終息期を迎える時期に滞りない保育を行えるよう支援する。 ②③ ○市内認可外保育園(22園)への補助金 42千円×230名×2/3(家庭保育率)×2か月分=12,880千円 ○事務費 1千円×230名×2/3(家庭保育率)=154千円 154千円×2カ月=308千円 ④市内認可外保育園(22園)	○	○	-	-	-	-	-	Ⅰ-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	⑦いずれも該当しない	R2.4	R2.6	13,188			13,188	-	-				R2補正(地)	
15		単	-	水道事業会計補助金事業(新型コロナ経済対策分)		①国の緊急事態宣言下において外出自粛や外国からの入国が制限され、沖縄県による休業要請や適切な感染防止対策などさまざまな制約の中で、多くの市民・事業者がこれまでに経験したことのない影響を受けている中、国は特別定額給付金の国民全員への給付や持続化交付金など事業所の支援を行っているところ。本市においても、それらと連動して上下水道局が行う市民・事業者へ水道料金の基本料金の免除し支援することに対して、本交付金を繰り出す。 ②市民及び市内事業者へ一律水道料金の基本料金(令和2年6月～9月分)を免除に要する費用を公営企業会計(上下水道)に繰り出し、交付対象経費とする。 ③3,197事業者×4か月分の基本利用金7,480円=23,763,930円 42,625世帯×4か月分の基本利用金4,160円=176,584,200円 ④市内事業者:3,197事業者 世帯数:42,625世帯	-	-	-	-	-	-	-	Ⅱ-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	⑦いずれも該当しない	R3.3	R3.3	200,348			200,348	-	-				R2補正(地)	
16		単	-	準要保護学用品費援助事業		①新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した保護者を就学援助の対象とし、学用品費や給食費等の援助を行うことにより対象保護者の支援が可能となる。 ②収入が減少した保護者を就学援助の対象とし、学用品費や給食費等の援助。 ③ ※小学生51名、中学生20名、計71名 ○7月31日振込分 小学生:725,570円 中学生:510,150円 計:1,235,720円 (費目:学用品費・校外活動費) ○8月31日振込分 小学生:1,111,300円 中学生:98,000円 計:1,209,300円 (費目:給食費4～6月分) ○11月30日振込分 小学生:360,420円 中学生:326,400円 計:686,820円 (費目:給食費7～9月分) ○2月25日振込分 小学生:668,710円 中学生:558,450円 計:1,227,160円 (費目:給食費10～3月分) 合計 小学校:1,866,000円 中学校:1,523,000円 小中計:3,389,000円 ④市内小中学校の保護者(準要保護)	-	-	-	-	-	-	Ⅱ-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	⑦いずれも該当しない	R2.6	R3.3	3,389			3,389	-	-						R2補正(地)
17		補	104	子ども・子育て支援交付金	内閣府	【放課後児童クラブ開所支援事業】 ①新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために、放課後児童クラブを臨時休業させた場合等の日割り利用料について、保護者へ返還した場合等の経費を補助し、感染症が終息期を迎える時期に滞りない保育を行えるよう支援する。 ②③※子ども・子育て交付金の地方負担分に充当。 ○500円×31日×1,376名=21,328千円 ※放課後児童健全育成事業における新型コロナウイルス感染症対策利用料減免補助単価(1人当たり日額)500円内 ④ ○市内放課後児童クラブ(39事業所)民間への補助 ○市内放課後児童クラブ(5事業所)公立 【放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)】 ①新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う小中学校の臨時休業により、春休み終了日の翌日以降(夏季、冬季、学年末などの休業日を除く。)、平日において午前中から開所するための経費を放課後児童クラブに対して補助し、感染症が終息期を迎える時期に滞りない保育を行えるよう支援する。 ②③※子ども・子育て交付金の地方負担分に充当。 ○補助金:23,340千円 (内訳) ・11,000円×39クラブ×15日間=6,435,000円 ・21,000円×39クラブ×15日間=12,285,000円 ・6,000円×35クラブ×14日間=2,940,000円 ・6,000円×20クラブ×14日間=1,680,000円 ④市内放課後児童クラブ(39事業所)民間への補助 市内放課後児童クラブ(5事業所)公立 ※財源内訳F(その他)欄については、県負担分	-	○	-	-	-	-	Ⅱ-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	⑦いずれも該当しない	R2.4	R3.3	44,670	44,670	14,890	14,890	-	14,890	-				R2補正(国)	
18																												

No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業初期	事業終期	A 総事業費	B					G 補助対象外経費	参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分									
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他														
19		単		新生児子育て支援給付金事業		<p>①新生児を持つ家庭においては、新生児が感染すると命に関わるリスクが大きく特に配慮された子育てが必要となる。新型コロナウイルス感染症拡大については、一定の歯止めがきいた状態ではあるが、第2波、第3波がくることも想定される中、今後も感染防止等対策をしながらの育児となることと想定される。各家庭への経済的影響を大きく受けた中、新生児の育児費用に係る負担は家計により大きなものとなるため、1新生児につき10万円を出産育児支援金として支給し育児支援を図る。</p> <p>②③ ・給付対象者：令和2年4月28日～令和3年4月1日の間に出生し、出生後最初に記録された住民基本台帳が宜野湾市である新生児1人あたり10万円を給付。 ・出生数：1,200名(想定)</p> <p>【総事業費：122,229千円】 給付費：1,200名×100,000円＝120,000,000円 事務費：2,229千円(会計年度任用職員報酬、職員手当等、共済費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、振込手数料)</p> <p>④4.28以降新生児がいる世帯令和2年4月28日～令和3年4月1日の間に出生し、出生後最初に記録された住民基本台帳が宜野湾市で、給付金の申請書を市で受理した日、または郵便局の消印日に宜野湾市に住民登録があるもの。</p>	-	-	-	-	-	-	-	II-4.生活に困っている世帯や個人への支援	①いずれも該当しない	R2.9	R3.4以降	122,229			122,229							【申請遅延による】 ・申請動向として受給対象者へ電話や乳児健診会場で声掛け等を実施しているが、申請遅延により年度内に事業が完了することが難しい。	R2補正(地)							
20																																				
21		単		行政サービスデジタル化整備事業		<p>①新型コロナウイルス感染症防止対策として、各窓口の混雑緩和と3密防止に取り組むために、マイナンバーカードを使用して諸証明書が取得できるマルチコピー機(キオスク端末)を本庁舎内に設置する。さらに非対面型・非接触型の市民サービスを実現するために、行政手続きのスマート化及びデジタル化を推進するとともに、マイナンバーカードの普及・利活用も図り、コンビニ交付の促進を通じ来庁者の減少にもつなげていく。</p> <p>②キオスク端末購入費 ③備品購入費：キオスク端末等 8,391,790円 ④本庁舎への来庁者及び市民課・税務課の証明書を取得する市民。</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	I-6.情報発信の充実	④行政IT化	R2.9	R3.2	8,392			8,392														R2補正(地)
22		単		web会議システム等整備事業		<p>①庁内・庁外との会議において、これまでは参加者全員が会議室に集まって会議を実施してきたが、三密を避けた非接触型の会議を実施することを目的にweb会議システムを整備(構築)することによって、新型コロナウイルス感染症拡大防止に繋がる効果がある。</p> <p>②web会議システム等構築費 ③委託料・備品購入費 【アクセスポイント設置】 ・無線LANアクセスポイント設置費：1,711,600円 【web会議システム】 ・庁内web会議システム構築費(サーバー機器等)：1,822,040円 【web会議用機器】 ・ディスプレイ(75型)：572,000円 ・ディスプレイ(65型)：385,000円 ・ディスプレイスタンド：217,250円×2台＝434,500円 ・分配器(HDMI)：30,800円 ・分配器(D-sub)：4,620円×3＝13,860円 ・HDMIケーブル(2m)：2,420円 ・HDMIケーブル(10m) 53,900×4＝215,600円 ・HDMIケーブル(30メートル)：77,000円 ・プロジェクター：660,000円 ・スクリーン：45,100円 ・webカメラ：155,100円(5台) ・三脚：8,030円(4台) ・web会議用スピーカーフォン：151,800円(5台) ・スピーカーフォン用ケーブル：4,290円 ・ACアダプター：4,290円 ・タブレット端末：74,580円×20＝1,491,600円 ・タブレット端末用カバー：5,500×20＝110,000円 ・タブレット用ペン：11,880円×14＝166,320円 ④本庁及び市内出先施設</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	IV-3.リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	④行政IT化	R2.9	R3.3	8,062			8,062													R2補正(地)
23		単		議会ICT化推進事業(補助)		<p>①非対面、非接触においてオンライン空間(ウェブ)で各種調整会議及び調査を行える環境を整備することで、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図り安定した議会運営を目指す。</p> <p>②議員及び事務局職員のタブレット端末購入費 ③議会タブレット端末導入 27台×93,180円＝2,515,860円(議員26台、議事事務局1台) ④議会ICT環境</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	IV-3.リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	①3密対策	R2.9	R3.2	2,516			2,516														R2補正(地)
24		単	103	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金(単独)		<p>①国のGIGAスクール構想による学びの保障を実現するため、市立小中学校に1人1台の端末を導入する。また校内通信ネットワーク(無線LAN等)を整備する。</p> <p>②校内通信ネットワーク(無線LAN等)を整備する。 文科省補助の(R1年度)公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金にかかる繰り足し単独分が対象 ③校内通信ネットワーク総事業費(国庫補助分含)214,963千円のうち、繰り足し単独事業分(7,769千円) ④市立小中学校(全13校の全児童生徒、教員)</p>	-	-	-	-	-	-	-	I-8.学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	⑨教育	R2.8	R3.3	7,769			7,769								公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金						R2補正(地)	
25	○	補	103	公立学校情報機器整備費補助金	文科	<p>(GIGAスクールサポーター配置支援事業)</p> <p>①国のGIGAスクール構想による学びの保障を実現するため、市立小中学校に1人1台の端末を導入するとともに校内通信ネットワーク(無線LAN等)を整備していく。GIGAスクールサポーターを配置することにより当該取り組みを加速していく。 ②③ ・GIGAスクールサポーター：11,880,000円 ④市立小中学校(全13校の全児童生徒、教員)</p>	-	-	-	-	-	-	-	I-8.学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	⑨教育	R2.9	R3.3	11,880	11,880	5,940	5,940														R2補正(国)	
26		単	103	教育情報化事業		<p>①GIGAスクール構想の実現に向け、学習用タブレットの整備を実施することにより、学校の臨時休業等の期間中も、児童生徒に切れ目のない学びが保証できる環境を整備する。</p> <p>②児童生徒(9,393人)及び教員等の端末を導入について、国庫補助対象である機器購入にかかる「児童生徒3人に2台分」の補助単価を超える経費と国庫補助対象である機器購入にかかる「児童生徒3人に2台分」の対象とならない経費及びその他機器導入関係経費。 ③機器整備費計：302,950,374円 ○端末：202,201,954円 端末内訳 「児童生徒3人に2台分」について国からの定額補助への上乗せ分 上乗せ単価1,609円×台数6,262台(9,393人×2/3)＝10,075,558円 「児童生徒3人に1台分」のうち未整備分 単価47,509円×台数3,131台(9,393人×1/3)＝148,750,679円 その他端末に関する経費(教員分、予備機等) 単価47,509円×台数913台＝43,375,717円 ○端末初期設定費用：98,628,420円 ○インターネット回線工事：2,120,000円 ④市立小中学校(全13校の全児童生徒、教員)</p>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	I-8.学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	⑨教育	R2.9	R3.4以降	302,950			302,950							公立学校情報機器整備費補助金(文部科学省)	令和2年8月以降の事業化を目指しており、端末の整備期間などを踏まえると、年度内に事業完了は厳しい。	R2補正(地)				

No.	確認済事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業初期	事業終期	A						参考資料	備考①(地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考②(事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分	
																	総事業費	B									補助対象外経費
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他					
27		単	-	ぎのわん中小事業者応援助成金事業		①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市内事業所の経営悪化が顕著に表れている。苦しむ市内の中小企業・小規模企業の事業継続を支援することを目的に、1事業者あたり10万円の支援金を助成することにより、V字回復期における経済活動がスムーズに再開される効果がある。 ②コロナの影響により売上が減少した市内事業所に対し、1事業者あたり10万円の助成金を給付する。 ③ ○助成金:902事業者×100千円=90,200千円 ○事務費:8,987千円(委託事業内の人件費:6,131千円、事務運営費:1,296千円、一般管理費:743千円、消費税:817千円) ○職員時間外手当:63千円 ○役員費:2千円 ④令和2年5月1日現在、市内で事務所又は事業所を有する者。新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが30%以上減少している等の事業者。	-	○	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑦いずれも該当しない	R2.9	R3.1	99,252			99,252	-	-				R2補正(地)
28	○	単	39	雇用・就労サポート事業		①新型コロナウイルス感染症拡大の影響により様々な課題に直面する労働者、事業者を支援する総合的な雇用支援事業 ・失業者、内定取消者、求職者に対し、企業とのマッチング支援や短期の就労支援講座を実施し、失業率の改善を図る。 ・不安定な雇用状態や潜在的な失業状態となっている非正規雇用者等に対し、キャリアカウンセリングや雇用環境に関する相談を実施することで、雇用や将来に対する不安を払しょくし、新型コロナウイルス感染症等の災害リスクに影響されない強い人材を育成する。 ・業務量が減り従業員を休業させざるを得ない事業者から、人手不足の事業者への従業員派遣の支援を行う(人事交流、在籍出向)、休業従業員派遣の取り組みを行っている民間事業者に市内事業者を繋ぎ、雇用の維持、人材確保を図る。 ②就労支援(OA研修、接遇研修)、企業説明会、合同企業面接会、キャリアカウンセリング(対面、オンライン)、企業カウンセリング、従業員派遣のコーディネート ③民間事業者へ委託 ○委託料19,332千円(人件費:6,288千円 カウンセリング・就労支援:5,914千円 事業費:3,806千円 一般管理費:1,567千円 消費税:1,757千円) ④新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、失業者、内定取消者、求職者、非正規雇用者、事業者	-	-	-	-	-	-	II-1. 雇用の維持	⑦いずれも該当しない	R2.8	R3.3	19,332			19,332	-	-					R2補正(地)
29		単	-	宜野湾ベイスайд情報センター指定管理者支援金事業		①新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、施設の閉館等や利用の自粛を求め、感染症対策を講じた宜野湾ベイスайд情報センターの指定管理者に対し、支援金を交付することで、引続き市民が安心して施設を利用できるよう、安定かつ持続的な管理運営業務の維持を図る。 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受ける指定管理者への支援金 ③1指定管理者、50万円 ④指定管理者	○	○	-	○	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑦いずれも該当しない	R2.9	R2.12	500			500	-	-					R2補正(地)
30	○	単	65	新型コロナウイルス感染症対応 宜野湾市市民提案事業		①新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という)が世界中に拡大し、地域課題の解決に取り組んでいる市民活動団体等の活動に大きな影響が及んでいる。 コロナの影響による地域課題の解決に取り組む市民活動団体やソーシャルビジネスを実施する企業等を支援することを目的に、活動に必要な経費を助成する。 ②③コロナの影響による地域課題の解決に取り組む市民活動団体やソーシャルビジネスを実施する企業等を支援することを目的に、活動に必要な経費を助成する。 市民提案の事業を募集し、書類審査により交付決定団体を選定し、活動経費を助成する。 ・審査委員報酬:6千円 ・助成金:100万円コース×2団体=200万円 50万円コース×6団体=300万円 ④市民活動団体	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑦いずれも該当しない	R2.6	R3.2	5,006			5,006	-	-					R2補正(地)
31		単	-	自治会活動補助金事業		①新型コロナウイルス感染症の影響により、活動を制限している自治会へ、マスクや手袋、消毒液、飛沫防止アクリル板等の購入費用等を援助し、感染症拡大防止及び終息期を迎えた際に滞りなく自治会活動が再開できるよう支援する。 ②新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講ずるために必要な経費 ③市内23自治会へ世帯数に応じた配分(2,300千円) 130千円:5自治会、110千円:5自治会、95千円:5自治会 80千円:5自治会、75千円:3自治会 ④市内23自治会	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑦いずれも該当しない	R2.9	R3.1	2,300			2,300	-	-					R2補正(地)
32		単	36	避難所感染症対策事業		①災害が起きた場合の避難所内における新型コロナウイルス感染症予防策として、避難所内にマスク及び消毒液、非接触型体温計を備蓄し避難者や運営スタッフ等への感染予防と避難所内への感染拡大を防止する。更に避難所内で感染者が生じた際に感染者と非感染者を区分けする際に使用する物品を備えることで、さらなる感染拡大防止を最小限に抑える効果がある。 ②新型コロナウイルス感染症予防に必要な消毒液、非接触型体温計、マスク、その他新型コロナ感染症予防にかかる避難所運営に必要な物品等の購入 ③物品購入費:パーテーション 37,180円×650台 24,167千円 簡易ベッド 11,000円×650台 7,150千円 その他 7,376千円 ④13避難所(13小中学校)、1避難所 避難者数 50名 避難者数 13避難所×50名=650名 運営スタッフ数 13避難所×10名=130名	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	①3密対策	R2.8	R3.3	36,791			36,791	-	-					R2補正(地)

No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分		
																	総事業費	B									補助対象外経費	
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他						
33	○	補	12	学校保健特別対策事業費補助金	文科	(学校再開に伴う感染症対策・学習等に係る支援事業) 【1】 ①学校の感染症対策等を講じながら児童生徒の学習を保障し教育活動を支援することを目的とする。 ②経費 ・1校あたり200万円の内訳(計13校=2,600万円) ア)学習保障に係る学習支援ソフト使用料(内容:児童生徒が家庭でできる学習支援ソフト) イ)使用料及び賃借料(内容:携帯電話リース) ウ)備品購入費(据付費含む)+衛生用消耗品費(購入内容:扇風機等、保健衛生用品:消毒液、マスク、手袋等) ③・1校上限200万円×小中学校13校=2,600万円 ④公立小学校9校、公立中学校4校 計13校 【2】 ①学校の感染症対策等を講じながら児童生徒の学習を保障し教育活動を支援することを目的とする。 ②③ ・1校あたり 60万円(計 8校=480万円) ア)電解水生成装置購入 ④市内8小学校	-	-	-	-	-	-	-	I-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	②いづれも該当しない	R2.9	R3.3	30,800	30,800	15,400	15,400	-	-				R2補正(国)	
34	○	単	-	宜野湾海浜公園等指定管理者支援金事業		①新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、宜野湾海浜公園等の指定管理運営が2か月間、施設の閉鎖を余儀なくされ、感染症対策を講じた当施設の指定管理者に対し支援金を交付することで、引き続き市民が安心して施設を利用できるよう、安定的かつ持続的な管理運営業務の維持を図る。 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受ける指定管理者への支援金 ③1指定管理者、50万円 ④指定管理者、市内都市公園37施設等	○	○	-	○	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いづれも該当しない	R2.9	R2.10	500			500	-	-				R2補正(地)	
35		単	73	宜野湾美ら海体験PR事業		●美ら海水中映像制作事業 ①感染の収束を見据え、本島周辺地域内でも有数のサンゴ礁が広がる宜野湾市の綺麗な海を映像化し、本市の新たな観光コンテンツとしてPRすることで、今後の観光客誘客を目的とする。 ②③ 委託料:6,963千円 内訳:VR水中動画撮影及び編集5,432千円、VR10台購入398千円、宣伝広告費500千円 ④市内マリン・ダイビング事業者 ●美ら海体験事業 ①宜野湾市民など約50名に対し、身近にあっても普段体験することのない、海の中を感じてもらうため、ダイビング講習を行い、サンゴの植樹を実施。実際に見た海の中やサンゴ植樹活動など、宜野湾市の新たな観光コンテンツを全国に発信することを目的とする。 ②③ 委託料:7,846千円 内訳:ダイビング指導料4,500千円(50人)、サンゴの苗購入費等867千円(50株、テキスト代など)、サンゴ植樹ダイビング料(タンクレンタル、船代など)2,479千円(50人) ④市内ダイビング・マリン事業者、市民等	-	-	-	-	-	-	-	-	III-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	②いづれも該当しない	R2.8	R3.3	14,993			14,993	-	-				R2補正(地)
36		単	-	宜野湾マリン指定管理者支援金事業		①新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、約2か月間、宜野湾マリン支援センターの閉鎖や利用の自粛を求め、感染症対策を講じた当施設の指定管理者に対し、支援金を交付することで、引き続き市民が安心して施設を利用できるよう、安定的かつ持続的な管理運営業務の維持を図る。 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受ける指定管理者への支援金 ③1指定管理者、50万円 ④指定管理者	○	○	-	○	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いづれも該当しない	R2.9	R2.11	500			500	-	-				R2補正(地)	
37		単	-	宜野湾市路線バス支援金事業		①市民生活に不可欠な移動手段である路線バスは、新型コロナウイルス感染拡大防止による学校の休校、外出自粛およびテレワークの推進などにより利用者が減少し収益が悪化しており、今後は路線減少等が危惧される。 そのため、市民の生活基盤の安定確保を目的とし、路線バス事業者に対し、事業継続の支援金を支給する。 ②③ 50,000円×39路線(市内を運行する路線) ④市内を運行する路線バス事業者を対象とする。	-	○	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	②いづれも該当しない	R2.9	R2.11	1,950			1,950	-	-				R2補正(地)	
38		単	-	キャッシュレス決済事業		①キャッシュレス決済は現金に触れない為衛生的であり、人との接触機会を減らすという観点からも、新型コロナウイルス感染症が流行しにくい環境の構築に繋がると考えております。スマートフォン決済サービス(ペイペイ・LINEペイ等)を導入するためのシステム改修を行う事で、家にいながら市税の支払いが迅速にできるような新しい生活様式を取り組む。 ②システム改修に係る費用。 ③ア クロシティスマフォ決済対応一式 2,250,000円 公住MGRスマフォ決済対応一式 517,500円 値引き △307,500円 消費税 246,000円 合計 2,706,000円 ④住民全般	-	-	-	-	-	-	-	II-5. 税制措置	③キャッシュレス	R2.10	R3.3	2,706			2,706	-	-				R2補正(地)	
39		単	-	消防事務運営費(救急隊員の新型コロナウイルスに係る防疫作業手当【特殊勤務手当】)		①新型コロナウイルス感染症患者(疑いを含む。)を病院等へ救急搬送する救急隊員に対して防疫等作業手当を支給することで、国民の生命・健康を保護するために緊急に行われる活動を支える。 ②特殊勤務手当(防疫等作業手当(特例)) ③月搬送件数×救急隊員数×手当額(4,000円又は3,000円/日)×12か月 ・R2.4~R2.12月実績 4月(10件)114,000円 5月(2件)22,000円 6月(1件)11,000円 7月(4件)44,000円 8月(26件)294,000円 9月(42件)425,000円 10月(34件)337,000円 11月(50件)478,000円 12月(56件)557,000円 ・R3.1~R3.3月(実績最大値(12月支給額)より算出) 12月支給額(56件)557,000円×3か月=1,671,000円 ④救急隊員(消防職員)	-	-	-	-	-	-	-	I-3. 医療提供体制の強化	②いづれも該当しない	R2.4	R3.3	3,953			3,953	-	-				R2補正(地)	
40		単	11	新型コロナウイルス感染症予防対策周知・協力依頼事業		①新型コロナ感染症拡大防止対策について、住民への周知・協力を求めるため広告など啓発活動を行う。 ②③ 新聞広告料(沖縄タイムス・琉球新聞) ・2社×412,500円=825千円 ④住民全般	-	-	-	-	-	-	-	I-6. 情報発信の充実	②いづれも該当しない	R2.6	R3.3	825			825	-	-				R2補正(地)	

No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分(地域未来構想20との該当関係)	事業初期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分			
																	総事業費	B									補助対象外経費		
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他							
41		単	-	新型コロナウイルス感染症対策に係るインフルエンザ予防接種事業		①新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行を防ぎ、診療体制の医療崩壊を防ぐ。 ②③ ・接種にかかる費用(予診料、手技料、ワクチン料、消費税)、 対象者数×助成費 4,550人×4,000円=18,200,000 ・事務費(報酬、時間外、通信運搬費、印刷製本費) 2,581,000円 ④インフルエンザ予防接種を受ける市民	-	-	-	-	-	-	I-3. 医療提供体制の強化	㉗いずれも該当しない	R2.9	R3.3	20,781									R2補正(地)			
42		単	11	新型コロナウイルス感染症予防対策周知・協力依頼事業		①新型コロナ感染症拡大防止対策について、住民への周知・協力を求めるため広告など啓発活動を行う。 ②③ 新聞広告料(沖縄タイムス・琉球新聞) ・2社×412,500円=825千円 ④住民全般	-	-	-	-	-	-	I-6. 情報発信の充実	㉗いずれも該当しない	R2.6	R3.3	825			825	-	-					R2予備費(地)		
43		単	106	認可外保育施設臨時休園支援事業		①認可外保育施設内で新型コロナウイルス罹患者が発生したことにより、市長の要請より臨時休園した施設への運営支援を目的とする。 ②臨時休園期間中に在籍した児童一人につき500円とし、その総額に臨時休園日数に乗じた額を認可外保育施設に対して助成金として交付する。 ③8日×36人×500円=144,000円、1日×128人×500円=64,000円 ④罹患者が発生し市長の要請により臨時休園した認可外保育施設	○	○	-	-	-	-	I-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	㉗いずれも該当しない	R2.8	R3.3	208			208	-	-					R2補正(地)		
44		単	12	公共施設新型コロナウイルス感染症予防対策事業		①公共施設内の新型コロナ感染予防策として非接触型体温測定器(サーマルカメラ)を設置し、施設を利用する市民及び職員の体温測定を行うことで、施設内の感染防止を図る。 ②③ 非接触型体温測定器(サーマルカメラ)購入費: 10台×300千円×1.1=3,300千円 ④ 宜野湾市庁舎、宜野湾市立体育館、宜野湾市立野球場、宜野湾市立多目的運動場、宜野湾市立グラウンド、宜野湾市民図書館、宜野湾市ベイサイド情報センター、宜野湾市マリンスポーツセンター	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	㉗いずれも該当しない	R3.1	R3.3	3,300			3,300	-	-					R2補正(地)		
45		単	-	市民税申告会場増設事業		①令和3年2月に実施予定の「市民税及び国民健康保険税の申告」と確定申告受付において、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、これまで使用してきた申告会場では受付や申告相談、及び来場者等の三密を防ぐことが困難なため、より広い申告会場の確保が必要となっているが、他の公共施設(中央公民館)が現在修繕工事のため活用できず、近隣の民間施設も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため貸出を中止している状況下であり、申告受付業務の運営及び市民の利便性を鑑みた場合の代替の申告会場は困難となっている。そこで現在の申告会場に隣接して大型テントを設置し、申告受付会場を拡大することによって三密を防ぎ新型コロナウイルス感染症拡大防止と円滑な申告相談受付を実施する。 ②③ ・大型テント賃借料 2,321千円 ④申告来場者	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	㉗いずれも該当しない	R3.1	R3.3	2,321			2,321								R2補正(地)	
46		単	-	【第2弾】市内飲食店等応援助成金事業		①長期化する感染症拡大により、厳しい環境にある市内の飲食店等に対し、その影響を緩和し、難局を乗り越えるため、また感染防止対策を強化していただくための支援を目的に、助成金を交付する。 ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市内飲食店に対して、事業継続支援を目的に、1店舗あたり10万円の支援金を助成する。 ③ (助成金) 飲食店:700事業者×100千円=70,000千円 (事務費) 5,957千円(委託事業内の人件費:3,688千円、事務運営費:1,235千円、一般管理費:492千円、消費税:542千円) 職員時間外手当:100千円 ④市内で飲食店等を営む者。1事業者で複数店舗経営している場合は、店舗ごとの支援とする。飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証を有し、令和3年1月1日時点かつ申請日時点で営業している者。	-	○	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	㉗いずれも該当しない	R3.1	R3.3	76,057			76,057								R2補正(地)
47		単	-	【第2弾】宿泊業等支援事業		①(支援金給付事業) 新型コロナウイルスの感染終息がない中、GOTOトラベルが全国一時停止となったことに伴い、影響を受けている市内宿泊業者、タクシー業、旅行者等に対し、雇用の維持と事業の継続のため追加の支援を行う。 (スマイルクーポン事業) GOTOトラベルの一時停止により影響を受けている市内宿泊業者の稼働率を上げるため、宿泊者が利用しやすいサービスを提供する。 ②③(支援金給付事業) ・宿泊業(100千円を上限として、10室を超える室数に対しては、1室あたり10千円を加算(3,000千円を上限)) ・貸し切りバス、タクシー事業者、運転代行業、旅行業、出店業者に対し、法人200千円、個人100千円を支給。 ⇒助成対象事業者及び助成金の額:294事業者30,000千円+事務費等4,374千円=34,374千円 (スマイルクーポン事業) 市内宿泊施設の利用者に対し、宿泊施設及び市内飲食店等で利用できるクーポン券等を発行。 ⇒1,000円×2,000枚=2,000千円 ④(支援金給付事業)宿泊業、貸し切りバス、タクシー業、運転代行業、旅行業、出店業 (スマイルクーポン事業)市内宿泊施設の利用者	-	○	-	-	-	-	III-1. 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援	㉗商品券・旅行券	R3.1	R3.3	36,374			36,374								R2補正(地)	
48		単	-	素敵な旅立ちを彩るフラワー事業		①新型コロナウイルス感染症拡大のため、休(園)校や多数の学校行事等が中止や規模縮小となり、普段通りの学校生活が送れなかった児童生徒の卒(園)業生に対し、素敵なお花を贈り、新たな旅立ちを華やかに彩る。 各種イベントなどの激減により、花き業者及び花屋は、依然として苦境にある。需要回復が見込めない中、お花の種類が豊富な3月は、事業者にとって売り上げ拡大の時期であり、本事業を実施する事により、市内花き業者及び花屋の雇用維持と事業の継続を図る。 市内花き業者から仕入れた花を活用し、花屋が花束、盛花を制作。卒業式当日に各学(園)校へ納品し、式典時に卒業生へ贈呈する。 ②③ 保育園、幼稚園は1カ所に10千円の盛花、高校は、1校につき30千円の盛花 ・保育園、幼稚園 85園×10千円=850千円 ・市内高校 4校×30千円=120千円 ・小学校卒業生 約1,200名×1,500円=1,800千円 ・中学校卒業生 約1,000名×1,500円=1,500千円 事業費合計4,270千円 その他事務費506千円 ④市内保育園、幼稚園、高校、小中学校の卒業生	-	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	㉗いずれも該当しない	R3.1	R3.3	4,776			4,776							R2補正(地)	

No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要(①②③④を必ず明記) ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分 (地域未来構想20との該当関係)	事業始期	事業終期	A						参考資料	備考① (地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名)	備考② (事業の終期が令和3年3月を超えることが見込まれる場合、その事情)	予算区分		
																	総事業費	B									補助対象外経費	
																		補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他						
49		単	-	新型コロナウイルス対策自治会活動支援金事業		①新型コロナウイルス感染症拡大防止のための国、県からの緊急事態宣言を受け、決定された本市からの自粛要請に伴い、活動制限に協力いただいた市内の自治会に対して、支援金を交付することで施設の安定的かつ持続的な管理及び安心かつ充実した自治会活動を支援する。 ②③ 1自治会あたり10万円 【総事業費】 23自治会×100千円=2,300千円 ④市内23自治会	-	-	-	-	-	-	II-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑦いずれも該当しない	R3.1	R3.3	2,300									R2補正(地)		
50		補	-	疾病予防対策事業費補助金	厚労	(新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業) ①高齢者及び基礎疾患を有する者は、感染した場合に重症化するリスクが高い特性があり、仮に感染した場合には死亡例の増加、重症化とそれに伴う医療提供体制の逼迫につながる可能性がある。感染が疑われる場合は行政検査を幅広く実施することが基本となるが、重傷者重症者を増加させないよう、地域の感染状況に応じてさらに検査に取り組む自治地帯自治体の取り組みを支援するため、感染した場合に重症化するリスクが高い一定の高齢者等の希望により市区町村において検査を行う取り組みを支援する。 ②委託料、事務費(通信運搬費、手数料) ③委託料:700名×20千円=14,000千円 ④市内通所施設利用者	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	⑦いずれも該当しない	R2.12	R3.3	14,000	14,000	7,000	7,000							R2補正(国)	
51		補	-	障害者総合支援事業費補助金	厚労	(特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業) ①沖縄県特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業実施要綱に基づき、令和2年2月27日に示された小学校・中学校・高等学校・特別支援学校への一斉臨時休業(以下「臨時休業」という。)の要請に伴い、保護者が仕事を休めない場合に自宅等にて1人で過ごすことができない児童がいる世帯における、放課後等デイサービスの利用増加による保護者の経済的負担の軽減を目的とする。 ② ・通所による支援により生じる報酬「通所支援報酬」 ・児童を通所させてサービスを行うところ、特別支援学校等が臨時休業する中で、新型コロナウイルス感染症対策等のため、電話等による代替的な方法による支援により生じる報酬「代替的支援報酬」 ・令和2年3月当初の利用予定又は臨時休業が終了した後に想定される利用予定における利用日数に基づく報酬「従前報酬」 ・利用日数の増加による報酬、平日単価から休業日単価に切り替わったことによる差額及び営業時間外の受け入れが延びたことによる延長支援加算を合わせた報酬「かかり増し報酬」 ③ ・令和2年4月利用実績額⇒1,310,000円…(1) ・令和2年5月～令和3年3月利用見込額 ⇒1,391,000円(令和2年5月利用実績分)×11か月=15,301,000円…(2) ・(1)+(2)=16,611,000円(交付申請額) ④放課後等デイサービス支援事業 ※財源内訳F(その他)欄については、県負担分	-	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	⑦いずれも該当しない	R2.4	R3.3	16,611	16,611	8,305	4,154							R2補正(国)
52		補	-	学校保健特別対策事業費補助金	文科	(感染症対策のためのマスク等購入支援事業) ①学校運営において保健衛生用品等(マスク、消毒液、体温計等)を整備することにより、集団感染のリスクを軽減できる。 ②消耗品:マスク、消毒液、体温計等 ③児童生徒1人340円×9,459人=3,216,000円 うち、1/2は「学校保健特別対策事業費補助金 要綱第2条(1)」 残りを「地方創生臨時交付金」 ④市立小学校9校、同中学校4校	-	-	-	-	-	-	I-1. マスク・消毒液等の確保	⑦いずれも該当しない	R2.7	R3.3	3,216	3,216	1,608	1,608							R2補正(国)	
53		補	-	学校臨時休業対策費補助金	文科	①【目的】市内小中学校の臨時休業に伴う学校給食休止に係る学校給食費を保護者に対して返還及び食材納入業者に対して食材キャンセルに伴う経費の補助を行う。 【効果】保護者の負担軽減を図る事及び学校再開後、速やかに学校給食を提供するとともに、食材納品業者の事業継続を支援し、今後の安定した食材供給に資するため。 ②③ 給食費返還に伴う、手数料(745千円)及び通信運搬費(117千円) 食材キャンセルに伴う、キャンセル料(3,639千円) 合計4,501千円 ④保護者及び食材納品事業者	-	-	-	-	-	-	-	I-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	⑦いずれも該当しない	R2.5	R2.8	4,501	4,501	3,375	1,126							R2補正(国)